

人名用漢字の範囲の見直し（拡大）に関する意見

平成十六年九月八日

第一 制限方式

子の名には常用平易な文字を用いなければならないとする人名用漢字に関する制限方式（戸籍法五十条一項）は、維持する。

第二 字種の選定

「常用平易」な漢字については、JIS漢字（JISX0213）から、基本的に「漢字出現頻度数調査（2）」（平成十二年文化庁作成）に現れた出版物上の出現頻度に基づき、要望の有無・程度なども総合的に考慮して選定する。なお、名の社会性にかんがみ、名に用いることが社会通念上明らかに不適当と認められる漢字は除外する。

第三 字体の選定

- 一 基本的に、「表外漢字字体表」（平成十二年十二月八日国語審議会答申）に掲げられた字体を選定する。
- 二 一字種一字体の原則は維持するが、例外的に一字種について二字体を認めることを排斥するものではない。

第四 結論

別紙記載の四八八字を人名用漢字に追加するのが相当である。

串乎云些仔佃俛俄俠俐侶俺俱倦僅傭儲兔兜其冥富
淒涼凜鳳凰函利劉劫勃勾勾勿廿卜卿厨厩又叢吞吻
哨哩喧噉喋嘩嘗噲樽圃圓坐坦埼埴堆埜堰堦堯堵塙
塞墳壕壬夷奄套妖娃姪姥媿宋宛宕寓實寵尖尤屑岡
峨峯崖嶋已巷巾帖幌幡庇庚庵廟廻弛徠忽恢恰惚悉
惹惺憐戊或戚戟戴托按搽拭挨捉挺挽掬捲捻捧掠揃
攔招撒撰撞播撫擢攷斑斡斯昊昏昧眊晒晦曖曝曳曾
魯杖杭杵枕杷枇枋柑柴柵柿柘柏桧桔桁栖椹梗椰梯
桶梩梁椅棲椀楯楚檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣
檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣檣
漕漣濡瀕灘灸灼烏焰焚煌煎煤煉燕燭爪斧牒牙牟牡
牽犀狼玩珂珈珊瑚琥珀琥琵琶瓜瓢瓦甥畏畠畢畿疋疏瘦
盃瞥砦砥砧硯碓碗磬祇衲禮禰禱禽禾秤稟稽穿窄窟

窪窺豎竺竿笈笠筈筑箕箔箸篇篠簞簾粿粥粟糊紐絆
綴縞徽繫繡纂纏矜羨而耽肋肘肴脇腔腎膏膳臆臥白
舷舵芥苾芭芦苔苳茨茸荻莫菅荀菩蒴萊菱葛萱葺董
萬葡萄葦蓋蓑菟蒲蒙蔭蔣蓬蔓蕎蕨蕃蕪蔽菌薙蕾藁薩
蘇蜂蜜蝦螺蟬蟹蠟袖袴裡裾裳襖訊訣註詣詮詫諏誰
謂諺諦謎讚豹貌貫貼賑跨蹄蹟蹴輯輿轟辻迂迄辿迦
這逞逗逢遁遡遜遙邗鄭耐翻醒醞醬釉釘釜釧鋒鋸錐
鑄錫鍋鍵鍬鎧閃閏閤阪陀阜隈隙雀雁雫鞞鞍鞘鞭
韓頁頃頓頗頰顛餅饗馴馳駮驍櫓鱗鱗鳶鴨鵝鷗鷺
鷺麒麓鼎